

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 24 回）  
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 21 回）  
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 6 年 3 月 4 日（月）13 時 00 分～15 時 00 分

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

舟田座長、新美座長代理、石岡構成員、上杉構成員、内山構成員、音構成員、小塚構成員、酒井構成員、長谷河構成員、林構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、文化庁長官官房著作権課、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、岡本構成員（日本放送協会）、尾崎構成員（日本テレビ）、金井構成員（フジテレビ）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、高畠構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、中場構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、野田構成員（テレビ東京）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

＜総務省＞

小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、金澤情報流通行政局総務課長、飯村情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

（１）関係団体からのプレゼンテーション

（２）その他

5. 構成員等からの主な意見

- 著作権の原始的な帰属に関して、まず当事者間で協議が行われることが重要だが、協議には何かしらの「取っかかり」も必要。公共的問題の側面もあることから、有益な情報や知見を形成するために本会議で議論を深めていきたい。
- 著作権法そのものの解釈について一般的に議論するのは所管庁かもしれないが、放送分野や番組製作に関わる部分について、取引適正化の観点から本会議で議論することは否定されるべきではなく、むしろ外部から積極的に議論の喚起やリードをすることも必要。
- 著作権帰属の協議について、ガイドラインにおいて十分な協議のグッドプラクティスの蓄積や例示などを行うことは非常に有益と考えられる。

- 買ったときに当たらないよう十分な協議をするためには、デフォルトルールのようなものが話し合いの出発点としてあるとよい考えるが、この点については今後も議論が必要。
- 著作権の帰属について協議を促進することが基本ではあるが、「協議をしたが、話はまとまりませんでした。」ではあまり意味がないので、どこを落としどころとすることを考えていく必要がある。また、交渉が上手くいった事例を、競争制限にならない範囲で共有していくことが有益と考える。
- 著作権について司法解釈を前提にするというより、取引当事者の間で取引に関する交渉をする際の手がかりをガイドラインで示すことは、おかしいことではない。
- 著作権の原始的な帰属について判断が難しいからこそ、(個別の取引について)適正な取引と言えるのかどうかという問題に繋がる。よって、個々の取引に関して解釈が難しいところについて、取っかかりになるような基準をガイドラインで示すことが本会議の目的である。
- 適正な製作費、管理費の協議に関しては、やはり各社で費目の立て方がばらばらであることが、「何が適正か」の判断を難しくしていると思われるので、まずは受注側が、費目の立て方や優先順位について統一基準をつくるとか、少なくとも「一式」表記をやめるといったことから始めるとよいと考える。

以上